

原子力発電所に関する説明会（3月21日）開催後の追加質問に対する
内閣府（原子力防災担当）の回答

質問 No. 1

①21日の説明会で例に挙げた「感染症禍の避難先に関するアンケート結果」のように、実際の自治体担当課においては、感染症対策下の避難計画の実効性確保に、大変ご腐心していらっしゃいます。ただ感染症対策のガイドラインを出すだけでなく、現場の声を吸い上げ、さらに実効性のある計画作りの後押し、避難先自治体への物資の拡充等金銭面でのさらなる充実等を進めるべきではないでしょうか？（例えばUPZ外の避難先に対しても）

（回答）

内閣府としては、令和2年6月にとりまとめた「感染症流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方」や同年11月に策定した「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」を関係自治体に周知しており、福井エリア地域においては、感染症流行下における防護措置を盛り込んだうえで、高浜地域及び大飯地域の緊急時対応を改定し、美浜地域の緊急時対応を策定しています。

また、福井県をはじめとする関係自治体に対して、避難先の自治体で必要となる防災資機材や研修等に係る費用等、財政面での支援も行っています。

原子力災害への備えに「終わり」や「完璧」はなく、常に改善を続けることが重要であることから、引き続き、福井県をはじめとする関係自治体や関係省庁と緊密に連携しながら、地域の声をしっかりお聞きし、住民の皆様の安心・安全を第一に考え、地域の避難計画の充実・強化に努めて参ります。

質問 No. 1

②21日の説明会でも、貴職は、「屋内退避では外にいるよりも、外部被ばくと内部被ばくを足すと半分程度しか被ばくを軽減できない」と認められました。現在国の指針では米国環境庁の試算をIAEAがまとめた数値を用いており、甲状腺被ばくを4分の1から10分の1に低減できると記されています。これは明らかに日本の現状と矛盾し、住民の安全を守る正しい判断材料とは言えません。現在の新しい知見を基にした指針を作成し、新たな防災・避難計画を作成する必要があるのではないのでしょうか？

(回答)

屋内退避については、内閣府は米国環境保護庁のデータを元にした試算とは異なる条件で試算しておりますが、双方の試算に条件の違いはあるにせよ、試算結果から屋内退避による一定の被ばく低減効果が期待できるものと考えています。内閣府では継続して調査研究を行っており、引き続き、屋内退避の理解促進に取り組めます。

なお、内閣府としては、原子力規制委員会が策定する原子力災害対策指針等に基づいて、原子力災害時における防護措置の実施に係る計画策定や支援等を実施しています。

原子力災害への備えに「終わり」や「完璧」はなく、常に改善を続けることが重要です。引き続き、避難計画の充実・強化を図るため、関係省庁や関係自治体と一体となって取り組めます。

質問 No. 1

③度重なる避難訓練を経て、各自治体の担当課は、UPZ 住民へ、事故発生時の安定ヨウ素剤配布は難しいとして、福井県や内閣府に申し入れを繰り返していると聞いています。前述の屋内退避の問題も含め、内部被ばくを防ぐ唯一の手段である安定ヨウ素剤の UPZ 圏内への事前配布を、一刻も早く進めて頂くことはできませんでしょうか？先日の説明会では「副作用の事もあるので」とおっしゃいましたが、それこそ事故発生後の配布での説明は非常に難しく、平時での説明込みの事前配布こそ、無用の副作用と、福島事故時のように副作用を恐れて服用を控えるという行動の予防になるのではないですか？

(回答)

原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針では、各府県は UPZ の避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備えて備蓄するとともに、万一の際に配布が必要となった場合には、地方公共団体職員等が一時集合場所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民に順次配布を行うこととされています。

また、内閣府は、緊急配布の受取の負担を考慮すると、事前配布によって避難等が一層円滑になると想定されるUPZ内住民等への事前配布が可能である旨、令和 2 年 2 月に通知しております。

内閣府としては、福井県の考えを踏まえ、必要な支援を行っております。